



家畜保健衛生だより

令和2年度 第5号

家畜伝染病予防法が改正され、全ての家畜の所有者の皆様に「飼養衛生管理者」を選任することが義務付けられました。※

※牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥の所有者は、1頭（羽）でも飼養している場合、畜産農家ではなく、ペットや研究用、動物園の公開用であっても選任義務があります。

衛生管理区域ごとに、飼養衛生管理者の氏名及び連絡先等をご報告ください。

★裏面をご覧ください、家畜保健衛生所に
令和2年7月1日までにご報告ください。

★この制度により収集した個人情報、神奈川県個人情報保護条例に基づいて取り扱い、県と国で共有いたしますが、家畜衛生に関する情報共有や制度の運用等の改善以外の目的で使用することはありません。

使用例)

家畜保健衛生だよりの送付
家畜の疾病の発生情報
その他、国、家畜保健衛生所からのご案内



報告の方法は裏面です。

※家畜伝染病予防法の改正については、別添1を
飼養衛生管理者制度については、別添2をご覧ください。

神奈川県県央家畜保健衛生所

〒243-0417 海老名市本郷3658

電話：(046)238-9111 ファクシミリ：(046)238-9124

メールアドレス：boueki@pref.kanagawa.jp

東部出張所 〒226-0015 横浜市緑区三保町2076

電話：(045)934-2378 ファクシミリ：(045)934-5432

【登録方法】

●メールによる登録

スマホ等で右の二次元コードを読み取ると、家畜保健衛生所の登録専用メールアドレスを取得することができます。

まずは、空メールを送信ください。

登録項目を家畜保健衛生所からお送りします。

登録いただきたい項目は下の表のとおりです。

★普段使用しているメールアドレスをご登録ください。

★今後、ご登録いただいたメールアドレスが変更になった時は、その旨家畜保健衛生所までご連絡ください。

★@pref.kanagawa.jpからのメールを受信できるよう、受信設定をお願いいたします。



登録専用メールアドレス
boueki@pref.kanagawa.jp

●郵送による登録(メールアドレスのない方)

お手数ですが、下記に必要事項を記入のうえ家畜保健衛生所まで郵送いただくようお願いいたします。

メールアドレス欄にFAX番号をご記入ください。国、家畜保健衛生所からの情報をFAXでお送りします。

●家畜伝染病の発生等の緊急時に備え、7月27～31日に確認メールをお送りします。ご承知おきください。

管理する農場等の名称	
管理する農場の所在地	
飼養衛生管理者の 氏名	
住所	
電話番号	
携帯電話番号	
メールアドレス (@docomo,@softbank,@gmail,@yahoo等) ※アドレスがない場合はFAX番号	